

社会福祉法人東金市社会福祉協議会
職員の給与に関する規程

（目的）

第 1 条 この規程は、社会福祉法人東金市社会福祉協議会（以下「本会」という。）の職員の給与に関して必要な事項を定めることを目的とする。

（給与の支給）

第 2 条 職員に対する給与の種類、支給条件及び支給方法等については、東金市職員の給与に関する条例（昭和 2 8 年 4 月 1 日条例第 6 号）を準用する。

附 則

この規程は、平成 1 7 年 4 月 1 日から施行する。